

大 高 庁 第 2 号
平成 29 年 7 月 19 日

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会
委員長 三 井 田 康 記 様

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市新庁舎建設基本計画の策定について（諮問）

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例（平成 28 年条例第 32 号）第 2 条の規定に基づき、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

なお、答申につきましては、平成 30 年 1 月までに取りまとめていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 新庁舎建設基本計画の策定に関する事
- 2 その他新庁舎建設に必要な事項に関する事

諮問理由

「新庁舎建設基本構想」では、新庁舎建設の必要性を整理し、新庁舎のあるべき姿、理想の庁舎像を描き、それに基づき、新庁舎の必要規模、建設位置等を取りまとめていただきました。

現在の庁舎の耐震性の不足、老朽化の問題の解消や市民ニーズに総合的かつ効率的に対応し、市民サービスの向上と効率的な行政運営を実現するには、新庁舎の早期建設が必要と認識しております。

そして、その実現に向けては、「新庁舎建設基本構想」で掲げる基本理念、必要な機能や規模などについて具体化し、新庁舎設計の指針となる「新庁舎建設基本計画」を早急に策定することが不可欠と考えます。

つきましては、「新庁舎建設基本計画」を策定するため、新庁舎に導入する機能、施設計画、事業計画、その他新庁舎建設に必要な事項について、貴委員会のご提言をいただきたく、諮問を行うものであります。